

全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄） . . . . . 1
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十八号）（抄） . . . . . 2
- 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄） . . . . . 3
- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） . . . . . 3

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。
  - 二 新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。
  - 三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。
  - 四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。
  - 五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。
  - 六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。
  - 七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。
  - 八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。
  - 九 高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
  - 十 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務を行うこと。
  - 十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
  - 二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第八条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。
  - 三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 機構は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 第一項第一号又は第五号の鉄道施設で高架のもの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鉄道施設の建設に伴って機構が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十八号）（抄）

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を次のように改正する。

第四条第七号を削る。

第十条第一項第二号中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第九号」に改める。

第十一条中「第十号」を「第九号」に改める。

第十三条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第十五条第一項中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第九号」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十七条第一項第二号中「から第九号までの業務及び」を「及び第八号の業務並びに」に改め、同項第三号中「第十三条第一項第十号」を「

第十三条第一項第九号」に改める。

第十九条第一項第一号中「第十三条第一項第一号から第八号まで及び第十号の業務並びにこれらに附帯する」を「第十三条第一項に規定する

」に改める。

附則第十一条第八項中「「及び」を「「並びに」に、「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「、」を「業務」とあるのは「業務並びに

」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条並びに附則第六条、第

七条第二項及び第九条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

○全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）

附則

8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 （略）

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十三条第一項第一号から第六号まで及び第十一号（同項第一号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第十条第一項

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 （略）

五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

六 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十

三条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。

八～四十三 （略）

2 公共交通政策部は、前項第二号に掲げる事務（国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備並びに運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をいう。以下同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に係るもの並びに運送産業の発達、改善及び調整に関する事務（輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関するものを除く。）の取りまとめに関することに限る。）、「同項第四号に掲げる事務（運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点から行うものに限る。）及び同項第五号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。

（交通支援課の所掌事務）

第六十条 交通支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。

四 運送産業に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

五 運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに関すること（政策統括官及び安心生活政策課の所掌に属するものを除く。）。

(船舶産業課の所掌事務)

第四百四十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第九号の業務及びこれに附帯する業務に関すること。

五 (略)